明治六年

『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)について(二)

[島根縣] 聴訟課

松江地方裁判所所蔵裁判史料より一

広島修道大学「明治期の法と裁判」 代表 和 研究会

居 加 石 正

藤

浩

司

高

· 矢 ・上川内

野 達

解 題 と 凡 例

(一) 解

の調査を進めるなかで、 松江地方裁判所の所蔵にかかる明治期の裁判に関係する諸記録 われわれは「聴訟課」の『訴訟事件銘

島根縣裁判所時代の裁判記録と推測している。

細録』および『訴訟事件明細表』と題する簿冊に遭遇した。

Ŧī. 兀 \equiv

写

真 (二葉)

注の部 (一)

史料(二)([二]~[三三])

目次表 (一) 解題と凡例 目

次

— 1 —

雄宏

本誌前号

多少の曲折を経て、出雲、石見、隠岐三国から成る県域が確定し 県および当時浜田県領であった隠岐国を合併して成立し、その後 明治四(一八七一)年一一月、出雲国の、松江、母里、広瀬の各 件銘細録』(第一号)の紹介を試みたとき、島根県は、廃藩置県後 現在に至っていると紹介した。 (第四二巻第二号) において、明治五壬申年『訴訟事

本稿は、前号に続いて、明治六(一八七三)年 細録』の紹介を試みることにしたい。まず、 『訴訟事件銘

(1) 簿冊について

|ア明治五年壬申年『訴訟事件銘細録』 (第一号) は、 『訴訟事件銘細録』には、われわれは以下の五冊に出逢った。 既に紹介を

明治六年の『訴訟事件銘細録』は三冊よりなっている。各表紙

試みた。

明治六年従一月_ · 所訟事件銘細録 (八)訴訟事件銘細録 第二号ノニ」 第二号ノ一」背表紙は 背表紙は 「訴訟事件明細録 「訴訟事件明細録

明治六年九月_ 上「訴訟事件明細録 第二号ノ三止」背表紙は「訴訟事件明細録

推定している。

明治六年五月」

前二者付けには「銘細録」、 後者には 「明細録」の文字が使われ

と記載されている。

ことができない。そうして 記されている。⑦の背表紙の写真がないため、現時点で確かめる ている。ただ、三者とも背表紙はいずれも「訴訟事件明細録」と (オ明治七年 「訴訟事件明細録 第七号」は、 表紙・背表紙とも

『訴訟事件明細録』と墨書されている それらの簿冊は、いずれも島根県聴訟課においてなされた民事

裁判の記録を編綴したものと考えられる。 (2) 本稿は、先づ「第二号ノ一」の紹介を試みる。 掲載の諸

情により、三回ないし四回に分けることになろう。本稿はその

漏れや写真撮影ミスなどがあるが全部で九七件)、白地の半紙約一 |第九十五号(明治六年五月二三日出訴)] の事件記録まで(編綴 一)である。 本簿冊は、事件番号「第一号(明治六年一月七日出訴)」 一から

他の多くの簿冊の綴じ方などからみて、本簿冊も同様に袋綴じと 紙から裏表紙にかけて貼り付けてあるので綴じ方はよく分からな いが、中身に綴糸の針穴が四つ見られる個所があるうえ、当時の ある」としたのは、背は表紙と別の厚地の紙で包み込むように表 ○○葉を折り曲げて袋綴じに綴じられているようである。「ようで

まで、簿冊「第二号ノ三止」には「第二百号(明治六年九月廿九 二七日出訴)」から「第百九十九号(明治六年九月一九日出訴)」 因みに、簿冊「第二号ノ二」には「第九十六号

までの事件の記録が収載されている。順次、それらも紹介を続け から「第三百四十二号 (明治六年十二月廿八日出訴)」

たときに、「訴訟明細表(明治七年)(民事事件簿)」という見出し 号五止」は、かつて広島高等裁判所の資料展示室に展示されてい れているようである。もっとも明治七年の記録には 〈第八号ノー〜五止〉が五冊所蔵されている。 因みに、その「第八 明治七年の『訴訟事件明細録』(第七号)はこの一冊だけが残さ 『訴訟明細表

表紙の体裁・状態について

がつけられていた。

- じ方なので、いわゆる「のど」の部分の文字が二行分ほど読めな 切断がなされたのであろうと推定している。また、 みや文字の切断があるところから、製本の際に、用紙の折込みや 本体より三ボ・トムスほど上部に延びている。簿冊本体の一部に折込 は上述のように別の厚紙で包むように付けられており、また簿冊 厚さ約一・○㎝である。末尾の写真を参照されたい。背表紙 表紙の大きさは、和本大本の書型(A五版とB五版の中間 かなり深い綴
- 墨書きの跡らしきものが見えるがすり切れていて判読出来ない。 その下に「永久保存」の朱のスタンプが押されている。左上部に んで読めないが「(明治) 六年従一月」(正確には六の下半分以下)、 (2)中央部に「訴訟事件銘細録」と墨書され、右肩には一部傷

明治六年

[島根縣]

聴訟課

『訴訟事件銘細録』

(第二号ノ一) について (一)

い個所がある。

されている。付箋の下に朱書きの文字の端が見えるが、 は編綴の際に附された整理用の番号であろう。 第二号ノ一」と書かれた白紙の付箋が通常は題簽の位置に貼 編集また

ている。 表示している。なお、島根縣は、明治四年十一月十五日に発足し 島根縣のそれと考えられる。それで、標題に〔島根縣〕を附けて そして、左下に「聴訟課」の文字が読みとれる。「聴訟課」は、

- (3) 内容の体裁・状態について
- と担当官の氏名などの位置は揃っていない。読下しにあたり、 きの手書きなので、必ずしも各項目について、行頭や、事件番号 数も制約が無く、文字も大小のバラツキが見られる。また、縦書 ることや誤記や訂正が非常に少ないことから、元の願書(訴状 く見られる事件の体裁に従って適宜調整した。用紙が統一的であ は印刷されていない。そのため、各丁の記載は行数も一行の文字 (1) 本簿冊の用紙には白地の半紙が使用されており、枠や罫

3

件につき作成された、現行のいわば和解調書に相当するものとい である。和紙が非常に優れた記録媒体であることを再認識した。 (2) 本簿冊は、島根縣聴訟課において行われた、 民事の訴訟事

と推測している。なお、

や裁判書き(和解調書)

シミが見られるが、その他は約一五〇年間を経て保存状態は良好

表紙と冒頭の二件ほどの用紙には茶色の の記録の書写または清書の編綴であろう

えそうである。 つまり、 その内容は、 ほとんどの事件が「○○差

当する方法で終結したものと考えられる。 補った)で「解訟」となっているので、現在の訴訟上の和解に相 願い出たものにつき、伺いの上聞き届け候) く、示談は行き届き、済口証書に連署のうえ差出し、吟味下げを 出シ吟味下ケ願出ニ付伺之上聞届候」(双方に異議などの申分は無 件」として出訴するも「双方無申分示談行届済口証書連署差 (送り仮名と読点を

凡

- はない。 記載を省略した。本簿冊では、丁数と事件番号とには大きなズレ 振った。内容的に「B」丁が白紙であるのが明らかなとき、その に「○○A」を、左側にくる半丁に「○○B」のように符号を 丁数を数えるため、用紙を拡げたとき、右側にくる半丁
- を示した。原則として本文中の表記を引用する形で示した。記述 漏れと思われる(差縺)(一件)などを補って、表記の統一を図っ

(イ)

丁数の下に事件の見出しとして【事件番号】と【事件名】

- に夫々一行分を明けた。 記されている。その部分と(事件)番号、 (2) (ア) 表題部に該る個所には、 (相手)の住所、身分・職業、氏名および事件名が 出訴の日付、改行して、原告 (事件)番号と本文の間
- 朱書きの斜線または大きくバツ印が書いてあるものが多

- る。 件末にその旨を注記した。一件落着の印ではないかと推測してい いが、その個所に*○(半角のアステリスクと番号)を付け、 各丁が白地のため、記されている文字の大小が一定せず、
- 文に合わせて表記するようにした。 (3) 地名と人名については、旧漢字が用いられている個所

國)は、できるだけ本文中の表記に倣った。ただし、個人情報保

行数も一行の文字数もまちまちである。行数と一行の文字数を本

(ウ)

- は、氏をアルファベットの大文字に替えて表記した。 護の観点から、地名の一部は□により伏せ字とし、氏名について
- されているものがかなり多く見受けられることである。年代表記 (4) 明治五年版と比較して気付くのは、事件番号のみが朱書き
- それに倣った。 名が交じっている。句読点は施されていない。本稿も原則として (5) 本文の文章は、漢字片仮名交じりの文語体で、時折、

に際しては、(西暦)を附した。

字に直した。略字(例、雖 倣った。ただ、旧漢字(例、號、權、處、賣、豫など)は常用漢 し」と記し、「候得共、候へ共」は、原文に倣って記した。「篤与」 した。「以多し/い多し」は、仮名が交じっているときは「いた 「〆」は「シテ」とした。「複合語(例、トキ、トモ)は仮名で記 (6) 読み下しの表記にあたっては、出来るだけ本文の表記に (ト) モ、ヿなど) は本字で記し、

は「篤ト」とした。

(ならび)、者(は)は、そのままに記した。 江 (え)、ゟ (より)、而 (て)、而己 (のみ)、メ (しめ)、并

誤字、脱字と思われる個所もなるべく原文通りに記載し、「(マ

依った。 (7) 語釈は、主に『広辞苑 (第六/第七版)』と『新大字典』に

マ)」と示した。

「出訴」の日付は、事件の申立(受理)の日付として、「願

番早

目

次

表 (一)

1

いる場合、それを終局の日付として扱った。 い」の「取下げ」や「解訟」の日付は、各事件の末尾に記されて

示した。読み辛いと思われる語に平仮名のルビをつけた。 (10) (9) 読下しにあたり、判読困難な文字が多く、その個所は□で ある事件と次の事件との間には、三行を明けた。

(1) 二 目次表(一)は、史(資)料の記載より拾い出して表

にまとめたもので、最上段の「番号」は、整理の便宜のためにつ

けたものである。

3	4	1	号
第三号	第二号	第一号	年度・番号
一月九日	一月八日	一月七日	上訴日
一月十四日 日	同 月十四日	一月廿八日	終局・年月日
銀談差縺一件	一件 古手代銭差縺	地所差縺一件	訴名/差縺
大承知伺の上下げ渡相対示談可致申聞双	願出聞届 一 一 一 示談済口・吟味下げ	裁判不相成旨申渡	結局
鶴岡瞪	鶴 岡 瞪	鶴 岡 瞪	事件担当官
(貫属士族)	(雑業) 新八郎	(貫属士族)	代人/代言人
武四郎	(商) 外二人 野助	(貫属士族) 外一人	代人/代言人
			備考

[島根縣] 聴訟課 『訴訟事件銘細録』 (第二号ノ一) について(一)

明治六年

3

2

三八(三八)

11	10	9		8	7	6	5	4	番号
第十一号	同 第 十 号	第九号	第八号	同年	第七号	第六号	第五号	第四号 第四号	年度・番号
一月廿五日	一月廿五日	一月廿四日	一 月 廿 二 日	同年	一月廿日	一月十七日	一月十三日	一月十三 日 日	上訴日
一 日 日 年	同 一月三十日	二月十日	一月廿七日	同年	二月十日	三月三日	二月日付空欄	明治六年	終局・年月日
綿代銭滞一件	件 義二付差縺一 件	一件 一件		金談差縺一件	田地差縺一件	貸銭滞一件	田地差縺一件	一件 游目相続差縺	訴名/差縺
	願出により下げ渡し	願出聞届・吟味下げ	知し、受書取斗済 の行方が分かり次第 出訴すべきことを承	相手SD益藏逃亡に	願出聞届・吟味下げ	原出聞届・吟味下げ	願出聞届・吟味下げ	願出聞届・吟味下げ	結局
鶴岡瞪	鶴岡瞪	鶴岡瞪		鶴岡瞪	鶴岡瞪	鶴 岡 瞪	鶴岡瞪	鶴岡瞪	事件担当官
N K 太助	(商) 京藏	(商) 重藏	商	OD 万左衛門	(農) 理右衛門	(商) K H 彦重	A B 和十郎	TN源三郎	(代人/代言人)
T T 茂 平	(農) 兵次郎	TU 利右衛門	外 一 人	SD 益藏	(商) Y 宗三	(農) 武助	外 夫平	ODY 百兵衛	代人/代言人
									備考

明治六年 [島根縣] 聴訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ一) について (一)

19 18 17 15 14 13 12 16 同 同 同 同 同 同 同 同 第十九号 第十七号 第十六号 第十五号 第十四号 第十二号 第十八号 第十三号 年 一月三十一日 同 同 同 同 同 同 同 同 二月四日 月三十一日 月三日 月卅日 月十五日 年 年 月三十日 月廿七日 三月三十一日 同 同 (記載なし) 同 同 同 同 (記載なし) 三月五日 三月十四日 一月六日 二月三日 年 年 年 年 月三十日 年 (再訴) 件 借金滞差縺 縺一件 荒苧代金滞差 件 ニ付差縺一件 預リ銭故障申 貸金滞一件 田地代金滞 米代金滞 釘鉄代金不納 家督差縺 一件 一件 願出聞届 小田縣へ差出候処、 示談行届・吟味下げ 申渡 内済示談済口 願書添書共相渡し・ 示談済口 養子の義は双方熟議 へ相廻す 詐偽取財に付断獄掛 示談済口・吟味下げ す・解訟 難相成旨にて差返 證書等無之に付取調 下げ願出聞届 米子出張所*へ差出 上取斗済 承服済口・聞届伺の の上可聞届段、一同 願出聞届 ・吟味下げ 吟味 鶴岡 鶴岡 靍岡 靏岡 鶴岡 鶴岡 鶴 鶴岡 岡 権少属 権少属 瞪 権少属 瞪 権少属 瞪 瞪 I H T W B M D \exists I Z T U N G Ι (商 (後家) (商 商 Μ 外一人 外一人 理介 半藏 元藏 民市 預左衛門 久助 政助 (亡) ゆき 志奈 W M T K Y (養女) N Y $\widehat{\mathbb{I}}$ AZZ 浅右衛門 (商 I B Y O Z Y (商 外二人 外一人 外一人 栄藏 柳左衛門 助市 市右衛門 かく 吾兵衛 壽 郎 壬申四月相続 鳥取縣下

三二六(三二六)

27	26	25	24	23	22	21	20	番号
第同	第同	第同	第同	第同	第同	第同二	明第治	年度・
一十 年 七 号	十六号	一十 年 五 号	一十 年 四 号	十三号	十二号	一十一号	第二十号	- 番号
一月廿二日	二月十二日	二月十二日	二月十日	二月七日	(日付空欄)	二月五日	二月五日 明治六年	上訴日
三月七日		十月廿九日	三月五日	二月廿八日	三月十三日	三月三日	二月十三日	終局・年月日
滞差縺一件	(一件)	(一件)	買米差縺一件	一件開発地所差縺	名跡差縺一件	維一件	一件	訴名/差縺
旨申渡·願書下渡 無証に付取揚難裁判 無証に付取揚難裁判			原出聞届の味下げ	め、吟味下げ聞届から味下げ聞届	開届 一同承知・済口証書	願出聞届・吟味下げ	願出聞届・吟味下げ	結局
鶴岡			鶴岡	鶴岡	鶴岡	鶴岡	靍岡	事件
権少属			瞪	権少属	権少属	権少属	権少属	事件担当官
農 H	H N	農 T 農 N	(商 K Y	(黄 属	T T	(商 D	(貫属卒)	代人
為三郎	長右工門	民助	次兵衛	貫属士族)	清助	宗兵衛	卒)藏	代人/代言人
(貫 属	K M Y	(旧神官 佐	簡	흹 K 農 D	F H	窗 T N	(商)	代被告
(貫属士族) AK 敬左衛門	Y 弥右工門	佐久麻	嘉 一 右 衛	友重	儀太郎	理七	熊市	代人/代言人被告/相手方
								備考

32	31	30	29	28
第三十二号	第三十一号	第三十号	第二十九号	第二十八号
二月十九日	二月廿三日	二月廿三日	二月十四日	二月十四日
二月 廿五日	二月年廿日*		三月廿日	三月七日
一件	一件 线滞差	縺 一件	件 義二付差縺一 貸屋敷明渡之	立木代銭差縺
いの上受書差出 一切難取揚旨申聞伺 規則の通り金穀貸買	様同済を申立人へ為受取候を申立人へ為受取候	出談行届・済	願出聞届・吟味下げ	願出聞届相対示談・吟味下げ
鶴岡	種	靍岡	鶴岡	
権少属	権少属	権少属	権少属	
H 力之進*	(農) 九兵衛	(商) 猶重	(貫属士族)	K 作次郎
GT 彦四郎	(農) TN 栄 五郎	H Y 外 康市	(貫属士族)	U D Y 金七
*(H 忠左衛 の弟)	身代限申付 ・ 日附の間違い			

三史料(一)

「第壹号」

奉

鶴岡

瞪

[〇〇一A]【二】【地所差縺一件】

「一 貫属士族IG磯助ヨリ同ST静外一人江掛ケ(朱の斜線/؏)

地所差練一件」

明治六年 [島根縣] 聴訟課 『訴訟事件銘細録』(第二号ノ一) について (一)

道感ヨリ破談書面差出し置ST静IT致美ヲ相頼IK運三郎磯助江開発場売議定以多し候へ共入金等少シモ無之ニ付其後右一件訴答共篤ト取調候処右ハ士族故MT道感ヨリ

三四三四

四三巻 一号

右一件訴答共篤ト取調候処証書モ有之全ク借用ニ相違無之

千五拾四貫六拾四文之内半金当一月中残半金ハ同二月中 就而者返弁方種々及理解候処一同承服之上願高銭四

道感ヨリ磯助手切ニ付外売捌方相頼旨證状ヲ以世話いたし 道感死刑ニ被処候故静致美両人ヲ相手取及出訴候へ共両人ハ KB猪之助江右地所売渡候故磯助ヨリ故障申立候へ共相手 本證文迠相済今更違変可為致筋無之尤本人道感存

命ニ候て理非推問之上破談金等為差出候義モ可有之 (OO) B

裁判不相成旨申渡シ願人磯助義モ承知いたし磯助 候へ共死刑ニ被処候上ハ致し方無之依テ右ハ御取揚

静致美ヨリ請書取之伺之上取斗済ニ相成候事 月廿八日 相済

(OO] B

行届段済口証書連暑差出シ吟味下ケ願出候ニ付伺之上

置候品物不残皆済之節差返シ候積双方無申分示談 両度ニ相手平助外弐人ゟ出金願人YM新八郎へ相渡預ヶ

聞届候事

月十四日 相済

[○○二A]【二】【古手代銭差縺一件】 明治六年一月八日出訴

〔○○三A〕【三】【銀談差縺一件】

明治六年一月九日出訴

「一 貫属士族MS正昭ヨリ出雲國意宇郡□□村(朱の斜線)

武四郎江掛リ銀談差縺一件」

(朱の斜線

「一 出雲国能義郡□□町雑業YM新八郎ヨリ 同国大原郡□□村商WB平助外二人江掛リ

古手代銭差縺一件」

第二号

奉 鶴岡

瞪 (F)

第三号」

鶴岡 瞪

奉

A

修道法学

— 10

受書取之伺之上下ケ渡候事 旨厚ク申聞双方承知ニ付願人MS正昭ヨ 二依テ一件取揚裁判二難及間相対示談可致 去ル明治二年巳六月*"以前貸金之儀ニ付御規則。右一件訴答共篤ト取調候処証書等モ有之候得共 〔○○四A〕【四】【跡目相続差縺 一 出雲国大原郡□□□村TN源三郎ョリ同國 (朱の斜線 明治六年一月十三日出訴 月十四 Y多藏跡目相続差縺 楯縫郡ODY百兵衛へ掛□□市場FO * 1 日 明治二(巳巳、西暦一八六九)年 済⑪ 件 可取扱旨及理解候処一同承伏之上定次郎ハ伜ニシテ□□町百分 親類相談之上亡多藏実弟百兵衛へ相譲候へハ継夫トシテ相続 ハ無拠 相談之上多藏弟百兵衛相頼多藏後売体共引受貰定次郎 TN源三郎末子定次郎ヲ貰請無程多藏病死定次郎幼少ニ付売 相添定次郎へ譲リ栄藏源三郎百兵衛共睦間敷出入万事 実家相続為致伝来之田地并源三郎方ニテ預中ノ扶持ヲモ 尤預中相当之扶持米相添可差返乍去栄藏始ハ源三郎 可致筈之処源三郎ゟ百兵衛伜ニ不致ト申上ハ引取候ゟ外無之 義之処右ハ多藏江貰受候へ共無程病死定次郎幼少家事難取扱 成長故先約定通相続為致度段源三郎ゟ申出彼是差縺相成候 趣ヲ以テ他ヨリ養子貰受候ヘ共源三郎へ一応挨拶モ不致追々定次郎 源三郎方ニテハ多藏養男ニ差遣相成故百兵衛伜ニ不致趣ト申ス上 為修学源三郎方へ差返し置遠方之事故疎遠而相互ニ隔意ヲ生シ 方へ一切相談不致取斗其後多藏妻阿いハ生家へ立帰リ定次郎ハ 成長之上ハ百兵衛伜トシテ相続可為致積之処定次郎実父源三郎 体難相成依テ妻阿い并多藏実兄□□町栄藏FM寛左衛門共 右訴答共篤卜取調候処七年前卯年中**百兵衛兄FO多藏実子無之故 (OO四B)

第四号

鶴岡

瞪卵

明治六年

[島根縣] 奉

聴訟課

『訴訟事件銘細録』

(第二号ノ一) について (一)

実意ニ世話いたし可申積双方無申分示談行届済口証

分ハ約定之通価一万二千貫文ニテ可買受段

書連署差出し吟味下願出候ニ付伺之上聞届候事 三月廿九日 済

慶応三(丁卯、 西暦一八六七)年

〔○○五A〕【五】【田地差縺一件】 明治六年一月十三日出訴

「一 出雲国神門郡□□浦AB和十郎ヨリ同郡』(キッント(朱の斜線) □□村夫平外壹人江掛田地差縺一件」 同国

「第五号」 奉 鶴岡 瞪

行違ヨリシテ彼是差縺相成居候処TS村分ハ AZ村ニテ田高六石一斗六升八勺銭銭一万二千貫文 ニテ売事議定いたし代銭追々払出候へ共少々之 ニテ和十郎抔石之円田高四石一斗五升二合価銭八千貫文 右訴答共篤取調候処去辛未十二月中*"同郡TS村

仕出し相違之廉モ有之ニ付破談ニいたしAZ村

〇 〇 五 B

吟味下願出候二付伺之上聞届候事 TS村分ハ相違之廉有之ニ付破談可致積 双方無申分示談行届連印済口証書差出し 不足米ハ和十郎ゟ差出しAZ村田地者買請 約定通銭百貫文ニ付米四升六合之割合ニシテ 及理解候処一同承伏之上去壬申*º作徳之義ハ 二月日 済

明治四 (西暦一八七一) 年

2 明治五(西暦一八七二)年

(○○六A)【六】【貸銭滞一件】 明治六年一月十七日出訴

「一 出雲国嶋根郡松江□□町商KH彦重ヨリ(朱の斜線) 同国秋鹿郡□□浦農IU武助へ掛貸銭滞一件_

第六号」

奉 鶴岡

瞪

行届一同連署済口証書差出し吟味下ケ H彦重へ可相渡積双方無申分示談 四月中相手IU武助外壱人ゟ願人K 勘弁いたし早々済方可致旨厚ク理解申聞候処 成乍去引当借用証書正ニ有之故利分ハ相互ニ 候故彼是差縺相成候儀ニテ右ハ双方等閑ニ十余 貸受其後相互ニ捨置数多之利足ヲ加へ催促いたし いたし元利合銭四百四十貫六百九十七文当 余年捨置候故今更利分悉皆取立候訳ニハ難相 貫文願人KH彦重ゟ相手IU武助外壱人へ IU与七郎持地二筆ニテー畝十五歩質物ニ書入銭三百 右訴答共篤卜取調候処十三年前安政七申三月中*"相手 (OO六B 同承服之上五ヶ年分利足ヲ加へ其余利分勘弁

願出候ニ付伺之上聞届候事

*1 安政七 (庚申、西暦一八六〇) 年 三月三日

相済

[○○七A]【七】【田地差縺 件

明治六年 [島根縣] 聴訟課 『訴訟事件銘細録』 (第二号ノ一) について (一)

且

明治六年一月廿日出訴

出雲国出雲郡□□村農NT理右衛門ゟ同 意字郡松江分□町商TMY宗三*-江掛 国

田地差縺一件_

第七号」

奉

鶴岡 瞪

可譲渡約定ニテ追々代銭払出し其後云々有之 所理右衛門江代銭壱万三千五百十八貫五百六文ニシテ 東ノ分田畑合二町九反九畝十二歩余相手宗三郎買議定ノ地 右訴答共篤ト取調候処去辛未正月中*゚神門郡□□□村

所持罷在尚又右地所再売議定いたし候へ共証書 売地破談ニ相成候へ共其侭捨置証書理右衛門方ニ

〇〇七 B

為取替不致内又候壬申六月中***右地所価銭二万三千

趣申立差縺相成候義之処願人理右衛門ゟ申立候辛未正月ノ証書ハ 主宗三郎方ニテハ壬申六月之証書二万二千貫文余ノ分ニテ売議定ノ 中約定壱万三千貫文余之分ニテ可買請段申立売 二ト通リ証書有之故買主理右衛門方ニテハ辛未正月 三十五貫二百五十文二取極更ニ売事之積証書相渡し全ク

明治五(西暦一八七二)年

ク価銭不払出 六月中ノ証書二万二千貫文余ノ分ハ代銭不残請取候旨記載有之全 破談ニ相成其侭所持再約定之証書無之相手宗三郎ゟ申立候壬申

之間先般 義ニ付双方ゟ申立候二通ノ証書共御採用難相成相互ニ不行届廉有

相当加利足ノ上早々返 申合セ候通売地破談ニ致シ内銭二千貫文ハ倍戻し其余ノ金銭ニハ

元利取揃当二月中合銭一万七千六百三十貫三百九十九文相手宗三 金済方可致間及理解候処承伏之上内銭二千貫文ハ倍戻し其余ノ分 ハ直ニ二割ノ利息ヲ加へ

郎ゟ願人理右衛門へ可相渡若し日限通

ニモ返金相滞候節ハ前 調金不相成三月ニ到候ヘハ右銭江三割ノ加利足可払出万一三月中

文ノ積ヲ以 書二町九反九畝十二分余ノ地所初買価壱万三千五百十八貫五百六

理右衛門へ地所可 相渡候段

双方無申分示談行届 伺之上聞届候事 一同連署済口証書差出し吟味下ケ願出候ニ付

二月十日 相済

宗三郎か

2 明治四(西暦一八七一)

〔○○八A〕【八】【金談差縺一件】

明治六年一月廿二日出訴

(朱の斜線)

□ 出雲国嶋根郡松江□□□町商OD万左衛門ヨリ 同国同郡松江 □□町SD益藏外一人江懸金談差縺

件

「第八号」

奉

鶴岡

瞪

相違無之就テハ本人益藏行衛相知候迠裁判ニ 難及旨理解申聞候処承知致し且ツ本人行衛相知次第 無之本人益藏ハ逃亡行衛不相知素ヨリ詐欺借受ニ 古着貸渡其後TG自由ハ請人ト申然ニテ證書等モ 右一件訴答共篤ト取調候処右ハ相対ヲ以相手益藏

(OO八B)

自由共承知イタシ受書取之伺之上取斗済相成候事 其段可訴出旨厚ク申諭シ願人OD万左衛門#手*"TG

月廿七日 相済印

細字で挿入

〔○○九A〕【九】【桐油売買差縺一件】

明治六年一月廿四日出訴

「一 出雲国意宇郡松江□町商SH重藏ヨリ同国(朱の斜線)

□町TU利右衛門江掛桐油売買差縺

一件

飯石郡口

「第九号」

鶴岡

瞪 (FI)

四斗樽重藏へ売議定いたし入金トシテ銭二千五百貫文利右衛門へ 右訴答共篤ト取調候処去壬申十月中*-TU 理 右衛門ゟ桐油二斗入

請取同十月晦日切重藏方へ油運送可致旨其節一札

其値ハ日限猶予之義重藏へ相断置候処同十一月中 差入置候へ共其後絞油出来兼有之内八樽差送リ

利右衛門方火災ニか、り家財油共不残焼失無拠是迠 『訴訟事件銘細録』

明治六年

[島根縣] 聴訟課

(第二号ノー) について (一)

之上聞届候事 連署済口*2証書差出し吟味下ケ願出候ニ付伺 千九百四貫文当四月切無相違返銭可致旨及 理解候処一同承伏双方無申分示談行届

去十月ゟ当四月迠月二歩ノ利足ヲ加へ元利合銭 相到リ候へハ相互ニ了ル間合ヲ以入金銭千七百貫文 遅滞仕居候処右ハ全ク天災之義ニ付止ムヲ不得斯ル次第ニ

. 〇〇九 B

二月十日 済

明治五(西暦一八七二)年

2 細字で挿入

○一○A]【一○】【古道具売事之義ニ付差縺一件】 明治六年一月廿五日出訴

「一 出雲国意宇郡松江□町商ⅠU京藏ヨリ(朱の斜線) 同国同郡農KG兵次郎へ 掛古道具**売事之義ニ付

差縺一件_

三〇八(三〇八)

△資 料>

「第十号」

鶴岡

奉

瞪印

掛売掛金兵次郎ヨリ不払内右品質入等いたし其後 壱本価銭三百八十貫文ニテIU京藏ゟKG兵次郎外二人へ 右一件訴答共篤卜取調候処右者去壬申五月中*。脇指

TU喜助勧メニ依テ右様取扱相成ニ付今般破談いたし 不用之趣ヲ以破談申出彼是差縺相成候へ共右者

O O B

候処一同承服之上銭百貫文相手兵次郎ゟ 差返シ同人ヨリ破談金相添可差返段及理解 候ニ就而者質銭遣込居候分ハ夫々兵次郎方へ

破談金可差出積双方無申分示談行届済口 證書連署差出し吟味下ケ願出候ニ付伺之上

下ケ渡シ候事(貿

一月三十日 済

*1 細字で挿入

明治五(西暦一八七二)年

修道法学 四三巻 一号

三〇七(三〇七

〔○一一A〕【一一】【綿代銭滞 件

明治六年一月廿五日出訴

出雲国能義郡□□町NK太助ョリ同国 同郡同町TT茂平へ掛綿代銭滞一件

第十一号」

奉 鶴岡

四(鶴岡

「明治六年十月 済 (朱

〔○一二A〕【一二】【預リ銭故障申立一件】 明治六年一月廿七日出訴

(朱の斜線

□ 出雲国嶋根郡松江□□IMゆきゟ同国

同郡松江□町AΖΖ浅右衛門へ掛預リ銭故障

申立候一件_

第十二号

奉

鶴岡 瞪領

由起兄健三郎他出前厚ク依頼ヲ受居候ニ付 右一件訴答共篤ト取調候処去ル庚午十月中* 頭人

家出後三年余ニも相成未タ帰宅無之追々難渋之折柄 AZZ浅右衛門ゟ申立相手由起方ニテハ兄健三郎 本人健三郎ゟ申越無之テハ元銭難相渡段相手

双方無申分示談行届候趣ヲ以吟味下願出候ニ付伺之上聞 出シ相手浅右衛門ゟ当二月中元利取揃返銭可致積 および候処一同承服之上隣家親類ゟも別歎願差 右衛門ゟ者家督相続之儀ニ付早々返銭可致段理解 積隣家親類組合共相談仕法相設置可申相手浅 就而者右預ヶ銭ヲ以家作買求置性々*゚所持相成候 従来居掛ノ借家売却いたし候旨家主ゟ被申談 右銭無之テハ早々居住ニも差支必至窮迫之趣申立

届候事

*1 明治三(西暦一八七〇)年

一精々」の意か

[○一三A]【一三】【家督差縺 件 (再訴)

明治六年一月十五日出訴

明治六年 [島根縣] 聴訟課 『訴訟事件銘細録』 (第二号ノー) について(一)

(朱の斜線

「一 出雲国楯縫郡□□町ⅠH政助後家 志奈*ゟ同養女かく へ掛家督差縺一件

(再訴)」

「第十三号」

奉

靍岡 権少属印

篤ト取調候処全ク願人志那所属致し居候喜衛門 十五日及再訴願書中不孝之申立有之ニ付 相続一件和熟済口相成居候処尚又当一月 右一件訴答共篤卜取調候処右者去壬申四月中*-

申立候趣畢竟双方身許ゟ継子致し度私 $\begin{bmatrix}
\bigcirc \\
- \equiv B
\end{bmatrix}$

長男源次郎貰請相成不承引之廉ヲ以不孝ト

難取揚於和順一定之上双方承知ニ候て可聞届 聞届段及理解一同承服済口相成居候義二付 追テ親子和順之上双方熟議一定いたし候て可 心ヨリ差縺相成候儀ニ付養子ノ義ハ指図難及

段何之上取斗 済二相成候事

月三十日 済 ⑪

* 1 明治五(西暦一八七二) 年

三〇六(三〇六)

)一四A〕【一四】【釘鉄代金不納ニ付差縺一件】	<資料>
願出候ニ付伺之上聞届候事	修道法学 四三巻 一号 三〇五

三月三十一日

済

三〇五

「銑鉄

の意か

年

明治六年一月三十日出訴

出雲国意宇郡□町商NG久助ョリ同国大原郡□□町 工YS助市へ掛ケ元開産方釘鉄千貫代金不納ニ付

「第十四号」 差縺一件 奉 靍岡 瞪印

売事差引共不分明之廉有之趣ニテ出銭不致ニ付彼 被申付為元入金千二百貫文借請其外助市上納勘定銭共 去辛未中*゚助市頼ニ依リ久助ヨリ立替上納いたし置猶其外仲間 右訴答共取調候処数年来元松江藩物産方釘并千鉄*-等取扱

取調候処悉皆相分リ其余数年来ノ差引勘定 是差縺相成候儀之処旧物産方役人ヲモ突合篤ト

利分ヲ加ヘ早々済方可致旨及理解候処一同承知之上 之儀ハ採用難相成不納金久助立替之分ハ相当

ヲ加へ都合五度ニ払出候積双方無申分示談 来ル明治七年六月中*3迠ニ月壱歩之利分 久助立替銭元利合貳千九十九貫五百三十弐文

行届済口証書連署差出し吟味下ケ

3 明治七 明治四 (西暦一八七四) 年 (西暦一八七一)

[○一五A]【一五】【米代金滞

一月卅日出訴

(朱の斜線)

出雲國島根郡松江□□□町商WB民市外

市右衛門へ掛米代金滞一件_ 壹人ゟ鳥取縣下伯州會見郡□□村商NY

「第十五号

奉

鶴岡

権少属印

一ト通取調之上願書添書共相渡願人鳥取縣

米子出張所へ差出候事

-18 -

○一六A]【一六】【田地代金滞一件】 〇 五 B 「右一件添書ヲ以原告人鳥取縣へ差向(朱) 「一」出雲国出雲郡□□□□住居TU預左衛門外壹人ゟ(朱の斜線) 儀モ無之伺之上聞届候事 縣ゟ回士籍有之不都合之 候段済口証書相添鳥取 皆済双方無申分示談行届 三匁二卜五厘相手TGM 及懸合候処残金仮札六貫七拾 明治六年一月三十一日 同郡□村TK柳左衛門外壹人江掛田地代金滞 三月十四日 済」 [島根縣] 聴訟課 一郎ヨリ 奉 鶴岡 『訴訟事件銘細録』 瞪 (第二号ノー) について(一) 行届済口証書連署差出し吟味 最初約定通地所願人預左衞門外 (朱 〔○一七A〕【一七**】**【荒苧代金滞差縺 下ケ願出候ニ付伺之上聞届候事 壱人へ可相渡積リ双方無申分内済示談 右訴答共篤ト取調候中村役人取揚ヲ以 「一月卅一日」 「一 出雲国意宇郡□町商TN理介ヨリ備中国(朱の斜線) 「第十七号」 「○」□□商WM栄藏外壹人へ掛荒苧代金滞 「一ト通取調之上書類相渡小田縣へ差出候事」(5) 明治六年一月三十一日出訴 差縺一件」 三月三日 済 奉 鶴岡 権少属印 三〇四(三〇四) (鶴岡)

明治六年

「右小田縣へ差出候処同縣ニテート通り取調候得共證書等無之(朱) ニ付取調難相成旨ニテ差返ス 三月五日解訟」

〔○一八A〕【一八】【貸金滞一件】 二月三日出訴

(朱の斜線)

「一 出雲國意宇郡松江□町工Ⅰ2元藏ゟ同国同郡 松江□町○ΖY壽一郎へ掛貸金滞一件」

「第十八号」 掛6 鶴岡 瞪

(F)

七百文余借受其後同十五辰年十月中*º元利合銭二百 右一件訴答共篤卜取調候処右者去天保十一子年*"中 元藏亡父捨四郎ゟ壽一郎亡父次兵衛方江銭百九十六貫

返済方遅延相成候義二而証書等有之候二付 三十二貫八百文余ニシテ更ニ証書相改候得共三十年余モ 過去双方共当人死去致し且難渋引続候故

双方実意ヲ以テ元金済方早々可致旨及理解

(O一八B)

候処一同承知之上当三月限リ元銭江証書通 渡候積双方無申分示談行届済口証書連署 三十九貫六百九十一文相手壽一郎ゟ願人元藏江相 切月迠五ヶ月分利銭六貫七百九十三文共合銭二百

二月六日 済

差出し候ニ付伺済之上吟味下ケ申渡候事

* 1 天保一五 天保一一 (庚子、西暦一八四〇) 甲辰、 西暦一八四四) 年 年

なお、弘化への改元は同年十二月二日

〔○一九A〕【一九】【借金滞差縺一件】

出雲国意宇郡□町商MD半藏ョリ同国同郡

□□町商IBY吾兵衛外二人江掛借金滞差縺

明治六年二月四日出訴

件

第十九号」

奉

鶴岡 権少属印

三月中無相違借主HO脩之助ゟ出銭願人 百貫文当二月廿五日限銭四百五十貫七百文余来ル 相立候義二付一同取調之上返金方及理解候処 繍致借用其後代金滞候ゟ厳敷催促ヲ請証人ニ 右一件訴答共篤ト取調候処元来松江□□町H0脩之助 一同承知之上願高銭五百五十貫七百四十七文之内銭 〔○二○A〕【二○】【繍代金滞差縺 右ハ詐欺取財ニ付断獄掛へ相廻ス ⑪ 第二十号」 明治六年二月五日出訴 出雲国能義郡□□村貫属卒TΖ昭藏ゟ 差縺一件_ 同国意字郡 🗆]村商熊市へ掛繍代金滞 奉 靍岡 候二付伺之上聞届候事 松江□町HY庄兵衛ゟUD宗兵衛へ可相渡筈之処不行届之廉 銭二千六百四十貫文ハ種々売事差引合等有之TN理七ゟ 松江□□町KT佐一郎方へ買受代銭追々払出し残 入十五箇価銭壱万千九百七十貫文ニテ願人UD宗兵衛ゟ 右訴答共篤卜取調候処去辛未五月中*-木綿七十五反 済口証書連署差出し吟味下ケ願出 「一 出雲国大原郡□□□村商UD宗兵衛ゟ(朱の斜線) 〔○二一A〕【三二】【木綿代金滞差縺 「第廿一号」 明治六年二月五日出訴 差縺一件」 同国同郡同村商TN理七へ掛木綿代金滞 月十三日 済 奉 鶴岡

111011 (111011)

可払出筋トHY庄兵衛ゟ申立候へ共証書等更ニ無之TN理七方ニ

有之時斗売事及破談品物差返シ候ニ付残金TN理七ゟ

TZ昭藏江相渡候積双方無申分示談行届

明治六年

[島根縣] 聴訟課

『訴訟事件銘細録』

(第二号ノ一) について (一)

C C B

(O) = B

無証書之争論難取揚時斗差縺ヨリ木綿残金 庄兵衛ゟ可差出筋ト申立候へ共証書等更ニ無之依之相互ニ 売事破談品物受取等之儀ハ曽テ無之約定通木綿代金 惣差引勘定相済残金庄兵衛ゟ可払出約定いたし置而論時斗

当四月中願人UD宗兵衛方へ可相渡積 之上金子可為差返旨厚ク理解およひ候処一同承知之上 度有之ニ付右木綿代金半分ツ、理七庄兵衛両人ゟ可差出尤 延引いたし置候訳ニハ難相成約定証書不取置ハ双方落 庄兵衛理七両人ゟ半銭千三百廿貫文ツ、合二千六百四十貫文 右時斗在所手掛相知次第可訴出其節ハ至当処置

三月三日 済 吟味下ケ願出候ニ付伺之上聞届候事 双方無申分示談行届済口証書連署差出し

明治四 (西暦一八七一) 年

〔○二二A〕【二二】【名跡差縺一件】

明治六年一月

日*一出訴

修道法学

出雲国飯石郡□□□村TT清助ゟ同国同郡 同村FH儀太郎へ掛名跡差縺 一件

第二十二号」

奉

鶴岡

右訴答共取調候処四年前庚午年中*2

相続可為致積相対約定いたし置候侭戸籍 同村喜兵衛後家れき方へ清助伜之内ヲ以

等モ不引移罷在候処本人連き義病死 同村清左衛門弟FH儀太郎ヲ貰受候故前約 いたし然ル処存命中清助へ一応ノ断モ不致

定之廉ヲ以清助ゟ故障申立差縺相成候

(OI = IB)

ヲ以被貰請之籍モ引移有之上ハ 相手儀太郎義ハ養母連き義存命中仲人 病死順序ヲ不経義故清助願意難取揚 証書等モ無之戸籍モ不引移本人連きハ 儀之処素ゟ相対約定之儀ニ而世話人

候ニ付伺之上聞届候事

済口証書連署差出し吟味下願出 相談可為致段理解候処一同承知之上

三月十三日 済

日付の記載がない

間柄不為止開拓地所凡三十町歩可売渡約定相成依テ 申入再応断候へ共強テ願人揃別之家筋出入ノ者ノ

明治三 (西暦一八七〇) 年

〔○二三A〕【二三】【開発地所差縺一 明治六年二月七日出訴

「○」農KD友重江掛開発地所差縺一件_

「一 貫属士族ⅠG磯助ヨリ出雲国能義郡□□□村

「第廿三号」

奉

鶴岡

権少属

右地所買請度存居候へ共持主友重方へ罷手続無之 右一件訴答共篤ト取調候処去辛未四月中*'願人IG磯助ゟ

仕法之為メ田德相求メ度依而開拓場所譲呉候様 厄介MT道感へ相頼候へ共IG磯助買主ニテハ友重 旧家老MT権大夫江ハ持主友重揃別之出入者ニ付権大夫 不売渡故偽言ヲ構旧禄御改正ニ付MT兼市方差支

明治六年

[島根縣]

聴訟課

『訴訟事件銘細録』

(第二号ノ一) について (一)

申返候書状等モ有之最早ゟMT道感へ買請同人ゟ 不運ニ付其段能々申諭し右一件難取揚以来 今更いたし方無之右様之場江掛リ合候ハ願人磯助 置方も可有之候へ共大罪ヲ犯シ死刑ニ被処候上ハ 段種々不条理之取扱ニ付存命ニ候て取調屹度所 偽ヲ以続而買請尚又IGへ破談不行届内又他へ売渡 KD友重へ掛合更ニ無之尤MT道感ゟ威権ヲ挟ミ IG磯助方へ譲渡ノ手続ニ相成居候ニ付IG磯助ゟ 相成居且其後代金催促モMTへ申入同人ゟIG方へ 候へ共議定書MT方支配人H正代NM一□*゚名前ニ 其段IG磯助へ申返し同人罷出価銭三万貫文ニ而買請

(西暦一八七一) 年

出訴いたす間敷旨証セシメ伺之上吟味下ケ聞届候事

明治六年二月廿八日

済

「謡」の偏が「日又は月」、または「膳」

2

□□村旧神官GT佐久麻江掛田地差縺	一 出雲國出雲郡□□村農TN民助ヨリ同	明治六年二月十二日出訴	[〇二五A]【二五】【田地差縺 (一件)】		三月五日 済	何之上聞届候事	書連署差出し吟味下願出候ニ付	修道法学 四三巻 一号
縺	同郡							二九九(二九九)

^資

一 出雲國出雲郡□□村農TN民助ョリ同郡
□□村旧神官GT佐久麻江掛田地差縺
(朱)(朱)
「●」「第二十五号 、 十月廿九日 済」
「●」「第二十五号 、 十月廿九日 済」
「●」「第二十五号 、 十月廿九日 済」
「●」「第二十五号 、 十月廿九日 済」
「○」六A」【二六】【車屋差縺(一件)】
明治六年二月十二日出訴
「○」ュ掛リ車屋差縺

可致積双方無申分示談行届済口証

(朱) (朱) *1「勧業」の誤記か

〔○二七A〕【二七**】**【唐胡麻種代金滞差縺一件】 明治六年一月廿二日出訴

出雲国神門郡□□村農H為三郎ヨリ

種代金滞差縺一件 貫属士族AK敬左衛門へ掛唐胡麻

「○ 第二十七号」 奉

鶴岡 権少属

実係へ及尋問候処右唐胡摩ハ敬左衛門自力ニテ開産致度 置候侭未夕下ケ渡無之旨ニテ及出訴観業*ー係へ示合旧木 取調候処唐胡摩種拾八石余買入被告敬左衛門 指揮ニ随ヒ人別へ夫々相渡右代銭弐千五百貫文余取替

[〇二七B]

建言ニ依テ聞届ニ相成誠植為致候義ニ付官ヨリ元入

可下渡筋無之旨ニテ何等証書無之就テハ実否

難相分候間争訟無証ニ付取揚難裁判旨申渡 明治七年三月七日 願書下渡

明治六年

[島根縣] 聴訟課

『訴訟事件銘細録』

(第二号ノー) について(一)

〔○二八A〕【二八】【立木代銭差縺(一件)】

明治六年二月十四日出訴

(朱の斜線)

「一 意宇郡□□□村K作次郎ョリ能義郡]□□□町UDY金七江掛リ立木代銭差縺

「第二十八号」

代銭不残払出し相対示談 右訴答共取調候中UDY金七ゟ

願出ニ付伺之上聞届候事 行届願人K作治郎ゟ吟味下

三月七日 済

〔○二九A〕【二九】【貸屋敷明渡之義ニ付差縺一件】

明治六年二月十四日出訴

二九八(二九八)

修道法学 四三巻 一号

二九七(二九七)

(朱の斜線

貫属士族TB文藏ゟ同士族KZ 差縺一件」 門大夫江掛貸屋敷明渡之義ニ付

第二十九号」

鶴岡 権少属

右訴答共取調候処去壬申八月中*゚TB文藏ゟ地所家作共買受普請

罷在候処

ノ作事 普請仕懸リ之侭門大夫方へ貸渡し其後KZ方ニテ普請いたし一軒 KZ 紋 大夫方へ縁女差遣し親類之事故家賃其外共都テ不取極

払候趣乍去価銭三千五百貫文余ナラデハ難売払K2門大夫方ニテ 両人ニテ出来候処不図縁女離別相成TB文藏方ニテハ地所家作共売

ハ銭

一千貫文余ナラデハ難買請若シ売事不相調候て自普請之入費千

(<u>)</u> 二九B

等モ有之故金十五円ニテTB文藏へ買請当三月廿八日ゟ 金廿二円余有之去八月中ゟ無賃居住いたし且売渡歩引 双方ニテ普請ケ所之実地御検査之上K2方ニテ作事入費凡 ヲ以費用ニ充他へ移住いたし度趣ニテ彼是差縺相成候儀ノ処 五百貫文余相懸居候ニ付其相当部引ニテ文藏へ売渡右価

> 済口証書連署差出し吟味下ケ願出伺之上聞届候事 般文藏ヨリ門大夫江可相渡積リ双方無申分示談行届 持出し其余新タニ普請之分ハ金十五円ニテ文藏へ買請代金出 月々可差出其余道具売事之儀ハ元銭丈ケニテ不足金TB 其外古道具差引之儀ハ元価ニ比シ不足銭六十七貫文今 立之節可相渡三ヶ月余居住中ハ毎月金五十銭ツ、家賃文藏へ可相渡 ゟ可払出旨及理解候処一同承知之上門大夫持込ノ障子等 百日ノ間ニ他へ引移可申尤居住中相当家賃門大夫ヨリ

* 1

明治五

(西暦一八七二) 年

三月廿日

済

〔○三○A〕【三○】【日雇賃銭滞差縺

出雲國意宇郡松江□町商FS猶重ゟ同町HY 明治六年二月廿三日出訴 廉市外壹人へ掛日雇賃銭滞差縺一件

奉

靍岡

青柳楼普請諸入費差縺ニ付取調候処去未*-三月中普請取掛前所 Z

段証書ハ不取置故其後ニ至リ違約出金不致不得止普請ハ中途ニシ違ニテ入費相嵩且普請所模様相替リ更ニ入費相掛ト約定仕直シ尤別見積為致候内被告廉市廉価ノ積ニ依テ同人へ依托普請取掛候処見込

テ相止メ
段証書ハ不取置故其後ニ至リ違約出金不致不得止普請ハ中途ニシ

ヲ清算過金取返シ度尤模様相替リ入費相嵩候分ハ至当賃銭ヲ清算過金取返シ度尤模様相替リ入費相嵩候分以未出来ノ分見込違入費相嵩候故歟違約中途ニシテ作事被相止無拠跡普請ハ他人申立被告廉市ヨリハ見積帳之通悉皆受負普請ノ條約ニテ取掛候処候得共諸材木料并諸職人手間賃等不足相成居甚難渋罷在候段

É

用合銭九千四百八十四貫八百三十八文ニ相見へ内銭七千四百貮十請所悉皆及検査諸材木料并諸工手間賃等ノ証書ニ依テ計算候処惣入無証ニ付請負普請トモ難定乍去雇工銭差縺之義故土木係立会普可相渡筈ト申立是亦悉皆請負普請可致トノ約定証書無之依テハ双方

四貫文相渡有之

猫十一个立替有之分共合銭弐千百八十貫八百三十八文并金六十円五告FS 告FS

ハ諸材木等 廉市ヨリ可払出様相見得候共全額可為相渡筋ニモ無之如何トナレ

悉皆為五郎ヨリ買入其時々普請主ノ知照ヲ経ス加之初発ノ入費積

明治六年

[島根縣]

聴訟課

『訴訟事件銘細録』

(第二号ノ一) について (一)

書卜今般差出

積惣入費高一割ヲ為引去残金三十円八十九銭余外ニ猶十日雇賃立止メ旁不都合ニ付凡候諸材木其外買物ノ証書代価ト大ニ相違有之且中途ニシテ普請相

替共合金三十種物入費高一割ヲ為引去残金三十円八十九銭余外ニ猶十日雇賃立

分ハ右金四円貳十三銭余廉市ヨリ為償諸材木料并諸工賃銭等為五郎引受ノ

二月二十日限リヨ以同人ヨリ払方可埒明旨夫々及理解候処一同承服之上明治七年

残金相渡可申積示談行届候由ニテ済口証書差出

** 明治四(辛未、西暦一八七一)年

[○三一A]【三二】【刀代銭滞差縺一件】

明治六年二月廿三日出訴

(朱の斜線)

|同郡□□村農TTN栄五郎へ掛刀代| 出雲国大原郡□□村農SH九兵衛ゟ

銭滞差縺一件」

二九六 (二九六)

修道法学 四三巻 一号

二九五 (二九五)

「第三十一号」

奉 靍岡 権少属

般揭示之通本人為三郎跡身代限申付候ニ 財逃亡いたし候ニ付請人江掛及出訴右ハ先 意宇郡□□村為三郎ニ候へ共同人儀多分之借 右一件訴答共篤ト取調候処相手栄五郎ハ受人ニ而本人ハ

(O) = B

SH九兵衛へ為受取候様伺済之事 付而者借財惣高へ組込右割合貸主

明治六年二月廿日 済

[○三二A] 【三二】 【馬代金滯差縺一 明治六年二月十九日出訴

(朱の斜線

「一 出雲国意宇郡□□村貫属士族H忠左衛門弟 H力之進ゟ鳥取縣管下伯耆国米子□町 GT彦四郎へ掛馬代金滞差縺一件.

第三十二号」

奉 鶴岡 権少属

年中*-貸附金之義二付去壬申十月年*。被仰出候 右一件訴答共篤ト取調候処十三年前慶応三卯(8)

御規則之通明治二年六月前華士族卒へ掛 金穀貸買一切難取揚旨申聞伺之上受書為

差出候事 二月廿五日 済

慶応三(丁卯、 西暦一八六七)年

2 明治五 (壬申、 西暦一八七二)年

0)

(1)「聴訟課」とだけ記されているが、収載されている内容から見て、 几 注 部 (一)

「島根縣聴訟課」と考えられる。〔島根縣〕を附記した。

2 容に応じて大小があるので、行数や一行の文字数は不揃いである。 れていない。縦書きで、墨書されている。文字は、各用紙ごとに内 本簿冊の用紙は、白紙の半紙が使われており、枠も罫線も印刷さ

3 史用語辞典編集委員会編『日本史用語辞典 新装版』柏書房、一九 九二年七月 貫属は、明治初年の戸籍制度の一環。 戸籍の存在する土地(日本

(4)「御規則」は、(9)のそれと同一のものを指しているかと思われ

る。(9)を参照

- (5) 小田縣は、現在の岡山県空岡市。
- なお、「明治五壬申年『訴訟事件銘細録』(第一号)について-

トーロニニーロールートピ(9)、トールールールのである。 トーロニーロールートードロートートートードートーードートーードートーードートートードートートートートートートートートートートー

- 号四三四頁注(19)を参照。
- (6) 本件において、「奉」ではなく「掛」が使われている。
- る。庚午年は明治三年にあたるので、表記に一年の違いがある。(7) 本件の出訴が明治六年であり、本文中「四年前」は明治二年とな
- 卯、西暦一八五五)年になる。一三年来の取引のうち、慶応三年分(8) 「十三年前」が何年を指すのか判断が困難。前の卯年は安政二(乙

の代金滞差縺という意味か。

- している(注記―旧漢字は常用漢字に替えている)五年』二〇二頁は、第一項より第五項において、以下のように規定(9) 明治五年太政官布告第三百号(十月七日)(布)『法令全書 明治
- 出候以前ノ分ハ裁判ニ不及候事
 「一 華士族卒へ掛リ候金穀貸借ハ明治二年巳六月郡県ノ制被 仰
- (省町
- 一度モ訴出サル者ハ裁判ニ不及候事及テ不返時内證屡催促ヲナスト雖トモ期月後満五年ニ至ル迄一 自今貴賎上下一般ノ人民互ニ期ヲ約シテ金銀貸借シ如シ期ニ

但当七月以前ノ貸借ノ分ハ此限ニ非ス

従前今後共家禄ヲ引当ニ致シ候金銀貸借ノ儀ハ一切裁判ニ不

[島根縣] 聴訟課

『訴訟事件銘細録』

(第二号ノー) について (一)

及候事」

の第一条および第五条において、以下のように規定している。官第三百号ノ御布告ニ基キ左之通可心得此旨及布達候事」として、そ二十七日)『法令全書 明治五年』一三四二~一三四三頁は、「太政第一項の関係において、明治五年司法省布達第四十一号(十一月

前ノ分ハ不取上翌二十六日以後ノ分ハ取上裁判ス可キ事第一条 華士族卒江掛ル金穀貸借ハ明治二年己巳六月二十五日以

第二条~第四条 (省略)

書改タル分ハ不取上事

第七条~八条 (省略) 布告前審判亦ハ対談日延中トイヘトモ済方不及裁判旨可申渡事布告前審判亦ハ対談日延中トイヘトモ済方不及裁判旨可申渡事

29

第九条 従前華士族ノ名目ヲ用ヒタル貸附金ハ第三百号ノ御布令

ニ依リ取上へカラス候事

附 リ沽券状ヲ債主ニ渡シ金穀ヲ借用セシ者モ本条ニ準シ質入トー条 動産不動産ヲ債主ニ質入シタル者ハ取上裁判可致事

看做スヘキ事_





明治六年

二九二(二九二)

(執筆者紹介) (五十音順)

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会 居石 紺谷 加藤 上川内 宏 浩司 正和 高 広島修道大学 客員研究員 広島修道大学名誉教授 広島修道大学教授 (日本法制史) 広島大学名誉教授

代表

達雄

広島修道大学名誉教授

矢野